

第6編 災害復旧計画

第1章 基本方針

第2章 市民の福祉及び生活の安定のための緊急措置に関する計画

第3章 激甚災害の指定に関する計画

第4章 施設復旧に伴う埋蔵文化財発掘調査体制等の整備

目 次

第6編 災害復旧計画	
第1章 基本方針.....	1
第2章 市民の福祉及び生活の安定のための緊急措置に関する計画.....	2
第1節 生活確保に関する計画	3
第2節 義援金品、見舞金品の受入れ、配分計画	15
第3節 栄養相談.....	17
第3章 激甚災害の指定に関する計画	18
第1節 激甚災害指定の手続	19
第2節 激甚災害に関する被害状況等の報告	20
第3節 激甚災害指定の基準	20
第4節 特別財政援助額の交付手続	21
第4章 施設復旧に伴う埋蔵文化財発掘調査体制等の整備.....	22

第1章 基本方針

災害復旧計画は、災害発生後、市民の福祉及び生活の安定、社会経済活動の早期回復を図り、被災した各施設の原形復旧に合わせて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討の上、次の事項について計画する。

- ① 災害復旧上必要な金融その他の資金計画
- ② 公共土木施設災害復旧事業計画
- ③ 農林水産業施設復旧事業計画
- ④ 都市施設等災害復旧事業計画
- ⑤ 上下水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業計画
- ⑥ 住宅災害復旧事業計画
- ⑦ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑧ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑨ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑪ 中小企業の振興に関する事業計画
- ⑫ その他災害復旧事業計画

第2章 市民の福祉及び生活の安定のための緊急措置に関する計画

生活確保に関する計画として、職業のあっせん等、救助資金の貸付等、雇用保険の失業給付に関する特例措置、被災事業主に対する措置、生活関連物資の供給確保及び価格の安定のための対策等について関係機関と協議する。

また、義援金品、見舞金の受入れ、配分については、有効、適切に配分するため、受付、保管、輸送等について計画を定める。

さらに、被災者への栄養相談、栄養士会等関係団体の協力体制について協議する。

■章の構成

第2章 市民の福祉及び生活の 安定のための緊急措置 に関する計画	第1節 生活確保に関する計画 第2節 義援金品、見舞金品の受入れ、配分計画 第3節 栄養相談
---	--

第1節 生活確保に関する計画

1 基本的な考え方

災害発生時には、多くの市民が負傷し、住宅や家財等を失う。また、電気、ガス、水道、電話等のライフライン施設の被害が重なり、被災者はきわめて精神的に不安な状態に置かれることになる。

本市をはじめとする防災関係機関は、都市としてのサービス機能の低下を補うため、代替サービスの提供や応急的な復旧対策を講ずるとともに、精神的に不安な状態にある市民に対し、市民生活再建のための各種援助を併せて行う必要がある。

なお、本市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、各調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取り組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努め、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

2 被災者の生活確保

（1）職業のあっせん

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業のあっせんについて、防災基本計画に基づき、被災状況を勘案の上、被災地域を管轄する公共職業安定所を通じて、次の措置を講じる。

- ① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- ② 巡回職業相談の実施

本市は、臨時市民相談所等において、離職者の状況を把握し、迅速に兵庫県に報告する。

また、早期再就職を促進するため必要と認めた場合は、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。

（2）税等の徴収猶予及び減免

① 市税等

ア 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長す

る。(市税条例第18条の2)

- a) 災害が広範囲に発生した場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。
- b) その他の場合、災害がおさまったあと、被災納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。(地方税法第15条)

ウ 減免

被災した納税(納付)義務者に対し、該当する各税目等について、市長が次により減免を行う。

■減免措置の対象となる税目等

税 目	減免の内容
個人の市民税 (個人の県民税を含む。)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 (市税条例第50条)
固定資産税・都市計画税	災害により滅失又は、甚大な被害を受けた固定資産について行う。(市税条例第65条)(都市計画税条例第7条)
特別土地保有税	災害により著しく価値を減じた土地について行う。 (市税条例第119条の3)
国民健康保険税	被災した納付義務者の状況に応じて減免を行う。 (国民健康保険税条例第18条)
介護保険料	地震、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け、特に必要があると認める者に対し、減免を行う。 (介護保険条例第11条)
後期高齢者医療保険料	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅又は家財について著しい損害を受けた者に対し、減免を行う。(兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第20条)

② 県税・国税

国及び兵庫県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び兵庫県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況により実施する取扱いになっている。

③ 広報

税等の納税緩和・減免措置等に関する広報活動については、本部が設置される期間においては、第3編 第3章 第2節「災害広報・広聴」により行う。

また、本部廃止後においては、「市広報」もしくはチラシの配布等により行う。

(3) 災害援護資金等の貸付

① 災害援護資金

本市が、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき制定した「災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する貸付制度である。

そのあらまは、以下のとおりである。

(災害救助法に基づく準拠基準による)

対象となる災害	a 赤穂市に災害救助法が適用された場合の災害 b 兵庫県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町が1箇所でもある場合の災害
貸付対象者	対象となる自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、かつその世帯の前年の所得が下記金額以内の世帯 1人世帯 220 万円 2人世帯 430 万円 3人世帯 620 万円 4人世帯 730 万円 5人世帯以上の場合1人増すごとに30万円を加算した額 但し、その世帯の住家が滅失した場合は1,270万円
貸付対象となる被害の程度	a 療養に要する期間が1か月以上である世帯主の負傷 b 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合
貸付限度額	a 家財の損害及び住居の損害がない場合…………… 150万円 b 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合…………… 250万円 (150万円) c 住居が半壊した場合…………… 270万円 (170万円) d cの場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 特別の事情がある場合…………… 350万円 (250万円) e 住居が全壊した場合…………… 350万円 (250万円) f eの場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 特別の事情がある場合…………… (350万円) g 住居の全体が滅失若しくは流失した場合…………… (350万円) ※1世帯当たりの貸付限度額は世帯主の負傷がある場合である。()については、世帯主の負傷がない場合である。
償還期限	10年 (うち据置期間3年)
償還方法	半年賦、月賦
利 率	保証人を立てる場合は無利子、 保証人を立てない場合は年1% (据置期間は無利子)
財 源	貸付原資の3分の2を国庫負担、3分の1を県市 (指定都市) 負担

(参照) 資料編資料集6-1 災害弔慰金の支給等に関する条例 (P資料-171~175)

② 生活福祉資金

兵庫県が、生活福祉資金貸付制度により、予算の範囲内で、災害援護資金の貸付を行う制度である。

貸付内容その他制度のあらまは、以下のとおりである。

(災害救助法に基づく準拠基準による)

貸付対象者	低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯
貸付金額	一世帯 150万円以内
償還期間	据置期間(1年以内)経過後7年以内
償還方法	据置期間後、毎月借受人の指定金融機関口座から「借用書」の約定により償還
利子	貸付利率は連帯保証人を立てる場合は無利子 やむをえない理由により連帯保証人を立てることができない場合は据置期間経過後、年1.5%
保証人	原則として1名の連帯保証人が必要 連帯保証人は、借受人と別世帯で、原則兵庫県に居住し、かつその世帯の生活の安定に熱意を有する者
申込方法	官公署が発行する罹災証明書を添付し担当民生委員を通じて、赤穂市社会福祉協議会へ申込む

③ 災害復興住宅融資

災害復興住宅融資は、独立行政法人住宅金融支援機構が被災住宅の復興を支援するための資金を融資する制度である。

兵庫県及び本市は、制度に関する周知徹底を図り、借入れ申し込み希望者に対して借入れの指導を行う。

なお、融資適用災害の主な要件及び資金の種別は、以下のとおりである。

対象となる災害	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害 ・自然現象以外の原因による災害のうち、独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定するもの
---------	--

<p>融資対象者</p>	<p>※以下の全てにあてはまる者</p> <p>【建設・購入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」 ※住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は、当該罹災証明書（写）の提出に加えて、被災住宅の修理が不能又は困難である旨を借入申込書に記入することにより申し出した場合に限り、申し込むことができる。（「準半壊」、「一部損壊」等は対象にならない。） <p>【補修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」 <p>【総返済負担率基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年収400万円未満：30%以下 ・年収400万円以上：35%以下 <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国籍の者又は永住許可等を受けている外国人
<p>融資対象住宅</p>	<p>※融資を受ける住宅には、居室、台所及びトイレが備えられていることが必要。</p> <p>※床面積の制限はない。ただし、店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要。</p> <p>※このほか、機構の定める技術基準に適合していることが必要。</p> <p>【建設・購入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・築年数に関する制限はない。 ・共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造（省令準耐火構造を含みます。）の住宅であることが必要。 ・中古住宅（*）購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅であることが必要。 （*）申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅 <p>【補修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・築年数に関する制限はない。
<p>融資限度額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各所要額の合計額（10万円以上で1万円単位） <p>【建設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地を取得する場合（*）：5,500万円 （*）土地を取得する場合とは、罹災日後に申込本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合をいう。 ・土地を取得しない場合：4,500万円 <p>【購入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5,500万円 <p>【補修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2,500万円
<p>融資金利</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全期間固定金利（令和7年12月1日現在） ・団体信用生命保険に加入する場合（新機構団信）：年1.40% ・団体信用生命保険に加入しない場合：年1.20%

最長返済期間	<p>※次の①又は②のいずれか短い期間で設定。（1年以上1年単位）</p> <p>① 申込区分による最長返済期間</p> <p>【建設・購入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・35年 ※融資の契約日から最長3年間（1年単位）の元金据置期間（利息のみの支払期間をいう。以下同じ。）を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間が延長される。 <p>【補修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・35年 ※融資の契約日から1年間の元金据置期間を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間が延長される。 <p>② 「80歳」－「申込本人又は収入合算者（注1）のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」（注2）</p> <p>（注1）収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を超える場合に限る。</p> <p>（注2）親子リレー返済を利用する場合は、「80歳」－「後継者の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」となる。</p> <p>※元金据置期間を設定した場合も、完済時年齢の上限は、80歳。</p>
返済方法	元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い
申込受付期間	原則として、罹災日から2年間。 ただし、被災した災害によっては、罹災日から2年を超えて申込受付期間を設けている。

（4）災害弔慰金等の支給

① 災害弔慰金

本市が、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき制定した「災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する弔慰金の支給制度である。

そのあらまは、以下のとおりである。

（災害救助法に基づく準拠基準による）

対象となる災害	<p>a 赤穂市の市域内で5世帯以上の滅失があった自然災害</p> <p>b 兵庫県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町が1箇所でもある場合の災害</p> <p>c その他厚生労働大臣が上記と同等と認める特別の事情がある場合の自然災害</p>
支給対象	上記の災害による死亡者 (当該災害のやんだ後3ヵ月以上の行方不明者を含む。)
支給対象遺族	<p>a 配偶者、子、父母、孫、祖父母</p> <p>b 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）</p>
支給額	<p>a 主たる生計維持者の死亡 500万円</p> <p>b その他 250万円</p>
費用負担	国2分の1、兵庫県4分の1、赤穂市4分の1 ただし、兵庫県、赤穂市の負担分は特別交付税で算定される。

② 災害障害見舞金

本市が、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき制定した「災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する障害見舞金の支給制度である。

そのあらまは、以下のとおりである。

(災害救助法に基づく準拠基準による)

対象となる災害	a 赤穂市の市域内で5世帯以上の滅失があった自然災害 b 兵庫県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町が1箇所でもある場合の災害 c その他厚生労働大臣が上記と同等と認める特別の事情がある場合の自然災害
支給対象	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	a 主たる生計維持者の障害 250万円 b その他 125万円
費用負担	国2分の1、兵庫県4分の1、赤穂市4分の1 ただし、兵庫県、赤穂市の負担分は特別交付税で算定される。

(参照) 資料編資料集6-1 災害弔慰金の支給等に関する条例 (P資料-171~175)

③ 災害見舞金の支給

本市が、制定した「災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する災害見舞金の支給制度である。

そのあらまは、以下のとおりである。

対象となる被害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象、又は火災により生ずる被害
支給対象	市内に居住する者で構成する世帯で、災害を受けたもの
災害見舞金	住家 a 全焼、全壊、流失、滅失 100,000円 b 半焼、半壊 50,000円 c 床上浸水し、土砂若しくは材木が堆積し、又は消火による著しい放水被害を受け、一時的に居住が妨げられる状態になった場合 30,000円 ※被害世帯主に支給する。
	人 死者 100,000円 ※被害世帯主に支給する。 死亡したものが、市内に住所を有していた場合に限る。
支給の制限	次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金を支給しない。 a 災害救助法の適用を受けた災害 b 条例による支給を受けた場合 c 故意に住家を焼失又は損壊したとき d 住家として使用していない建物の被害

(5) 被災者生活再建支援金の支給

兵庫県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給し、被災者が自立した生活を再建できるよう支援を行うことになっている。

本市は、兵庫県と連携して、被災者生活再建支援金の支給に必要な申請内容等の相談窓口を設置するとともにその周知を図る。

そのあらまは、以下のとおりである。

対象となる 災害	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害 ③ 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県における自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満)における自然災害 ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満)における自然災害 ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満)若しくは2世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口5万人未満)における自然災害
支給対象 世帯	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊又は住宅の敷地被害により、やむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) ⑤ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯(中規模半壊世帯)

支給金額は、下表のアとイの2つの支援金の合計額(最大300万円)となる。

また、住宅の再建の態様等に応じて、定額渡し切り方式で支給(使途限定なし)する。

区 分 (支給対象世帯)	ア 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	イ 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給
①、②、③世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円
④世帯	50万円	賃借 50万円
⑤世帯	—	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

※申請期間：自然災害発生から、表のアが13月間、イが37月間

(6) 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付（加入者のみ）

兵庫県は、阪神・淡路大震災の教訓「助け合い（共助）」の大切さを生かし、兵庫県住宅再建共済制度を全国に先駆けて平成17年9月から開始した。

本市は、この制度の趣旨を踏まえ、兵庫県と連携して加入促進を図るとともに、兵庫県住宅再建共済給付金の支給に必要な申請内容等の相談窓口を設置し、その周知を図る。

そのあらまは、以下のとおりである。

対象となる被害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象、又は火災により生ずる被害
支給対象	兵庫県住宅再建共済制度の加入者
共済給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・再建等給付金 600万円 ※県外で再建等をした場合は300万円 ・補修給付金 全壊200万円、大規模半壊100万円、半壊50万円 ・一部損壊特約 追加加入している場合に給付 ・居住確保給付金 10万円（住宅の再建等をしない場合） ※対象住宅に加入者が居住している場合に限り給付
請求期間	原則として、自然災害が発生した日から5年以内

(7) 罹災証明書の発行

本市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害程度調査や、被災者支援システムの活用を図るなど、罹災証明書の交付体制を確立し、遅延なく被災者に罹災証明書を交付する。

① 担当部署

罹災証明書の発行事務は、健康福祉部が担当する。

② 発行の手続

救援協力班は、「罹災者台帳」等を積極的に作成・活用し、被災者の「罹災証明書」発行申請に対して、「罹災者台帳」等により確認の上、発行する。

なお、「罹災者台帳」等により確認できない時でも、申請者の立証資料をもとに、客観的に判断できるときは「罹災証明書」を発行する。

③ 証明の範囲

「罹災証明書」の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について、証明する。

ア 住家

- 全壊（損害割合50%以上）
- 全焼
- 流失
- 大規模半壊（損害割合40%以上50%未満）
- 中規模半壊（損害割合30%以上40%未満）
- 半壊（損害割合20%以上30%未満）

- 半焼
 - 床上浸水
 - 床下浸水
 - 準半壊（損害割合10%以上20%未満）
 - 準半壊に至らない（一部損壊）（損害割合10%未満）
 - 部分焼
 - 浸水
- イ 被災者
- 死亡
 - 行方不明
 - 負傷

④ その他

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

（参照）資料編様式集6-1 罹災証明申請書（P様式-24）

（参照）資料編様式集6-2 罹災証明書（P様式-25）

（参照）資料編様式集6-3 罹災者台帳（P様式-26）

（8）災害公営住宅

災害公営住宅は、市が建設し、管理する。

ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設し、管理する。

① 建設要件

ア 地震・暴風雨・洪水・高潮、その他異常な自然現象による場合（次のいずれかに該当すること。）

- 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- 1市町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- 滅失戸数が1市町の区域内の住宅戸数の10%以上のとき

イ 火災による場合（同一期に同一場所で発生したときに、次のいずれかに該当すること。）

- 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- 滅失戸数が1市町の住宅戸数の10%以上のとき

② 入居者の条件

次のいずれにも該当すること。

- 当該災害により住宅を滅失した世帯であること
- 当該災害発生後3箇年は政令月収が21.4万円以下の世帯であること（政令月収とは、世帯の総所得から公営住宅法施行令第1条第3項に規定される諸控除を除いた額の1/12）
- 現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯であること（ただし、老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として公営住宅法施行令で定める者にあつては、本項は適用しない。）

- ③ 建設戸数
被災滅失戸数の30%以内（激甚災害の場合は50%以内）
- ④ 規格
各地方公共団体が条例で定める整備基準による。
（県営住宅の場合は、1住戸当たり床面積25㎡以上）
- ⑤ 国庫補助
標準建設費の2／3国庫補助（激甚災害の場合は3／4）
- ⑥ 建設年度
原則として災害発生年度、やむを得ない場合は翌年度

（9）大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

建物の復興に伴い、借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、県を通じて、国に法の適用申請を行う。

（10）郵便物の特別取扱い等

災害が発生した場合、日本郵便株式会社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

- 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除
被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除
被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- 4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
災害時において、お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第2項に基づき、被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ会社が行う公募に対し当該団体から申請を受け、それら申請のあった団体のうち、審査・選考の後、総務大臣の許可を得て、配分対象となった団体に対し、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

（11）日本放送協会（NHK）

- 1 災害救助法に基づき被災者の受信料免除
- 2 状況により避難所へ受信機を貸与する。

3 農林漁業関係対策

(1) 融資の種類

兵庫県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、以下のような災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

なお、申し込みは、天災資金については農業協同組合、金融機関等で、農林漁業金融公庫資金については農林漁業金融公庫支店、農業協同組合、受託金融機関で行う。

- ① 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の規定に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農林水産業者に必要な資金融資
- ② 日本政策金融公庫による復旧資金融資
- ③ 兵庫県単独災害資金による資金融資

(2) 農業災害補償共済金の支払いの促進

農業災害補償法に基づく農業共済について、災害時に農業共済団体等の災害補償業務の迅速、適正化を図るため、兵庫県において検査指導を行い、早期に共済金の支払いができるよう措置するよう促進する。

4 中小企業関係対策

災害により被害を受けた中小企業及びその組合に対し、兵庫県及び政府系金融機関は、災害復旧貸付制度等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置については、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

日本政策金融公庫では、次のような災害復旧貸付を行っている。

- ① 貸金用途 設備資金、運転資金
- ② 対象企業 公庫が当貸付の適用を認めた災害により、災害を受けた中小企業者
- ③ 限度額 直接貸付 一指定災害につき、1億5千万円
代理貸付 直接貸付の範囲内で別枠7千5百万円
- ④ 利率 貸付ごとの利率が適用
- ⑤ 融資期間 設備資金15年以内
運転資金10年以内

本市は、兵庫県と連携して、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築し、中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制を整備する。

第2節 義援金品、見舞金品の受入れ、配分計画

有効、適切に配分するため、受付、保管、輸送等について計画を定める。

1 義援金品の受入れ

本市に届けられる義援金品は、以下に示すような経路により本市に委託されるが、義援金品の受入れは本市に直接委託された分の受付も含め、健康福祉部が担当する。

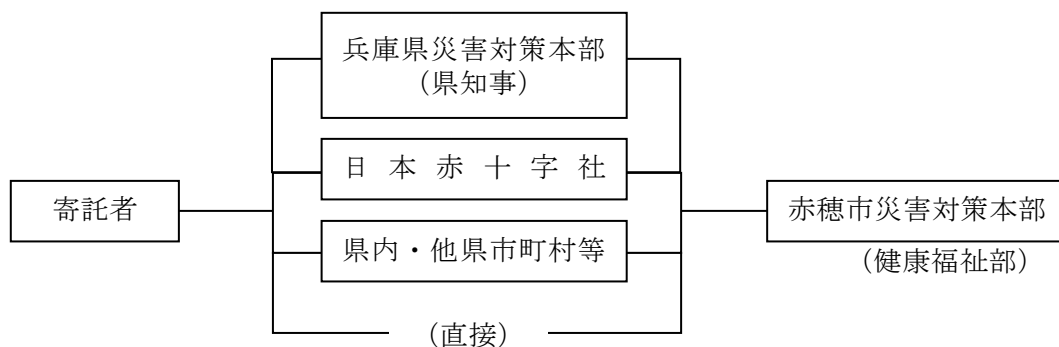
義援品については、テレビ、ラジオ、新聞等マスコミ機関を通じて募集を行う。

なお、義援品の募集を行う場合は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確に情報を提供するとともに、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等、梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮するよう広報に努める。

健康福祉部は、市役所（1階）に受付窓口を開設し受付を行う。

なお、義援金品の受付に際しては、受付記録を作成し以下に定める保管の手続を行うとともに、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。

■義援金品の受入経路



2 義援金品の保管

① 義援金については、被災者に配分するまでの間、赤穂市健康福祉部長が出納機関の協力や本市指定金融機関への一時預託により、所定の手続をとり保管する。

なお、管理に際しては、受払簿を作成しなければならない。

② 義援品については、赤穂市健康福祉部長が市役所内を一時保管場所として保管するが、状況により総務部に要請し、一般救護物資と同様の保管場所とする。

3 義援金品の配分

- ① 義援金品の配分計画は、被害状況確定後、市長（赤穂市災害対策本部長）が決定する。
- ② 配分計画は、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等勘案の上、世帯及び人員を単位として、赤穂市健康福祉部長が立案する。
- ③ 応急対策上現に不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、市長（赤穂市災害対策本部長）の指示により、赤穂市健康福祉部長において有効に活用する。
- ④ 被災者に対する配分に当たっては、必要に応じ町内会、自治会もしくは自主防災組織、日赤奉仕団等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。
- ⑤ 被災者への義援金品支給については、被災者支援システムを活用し、交付処理等を管理する。

第3節 栄養相談

被災者への栄養相談、栄養士会等関係団体の協力体制について定める。

栄養相談は、栄養士会等関係団体との連携、協力体制の確立を図り、被災者への対策を検討する。

第3章 激甚災害の指定に関する計画

被害状況の検討、事業種別調査、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項の調査について、迅速、的確に実施できるよう体制を整備しておく。

著しく激甚な災害が発生した場合に、地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高める目的で、昭和37年に〔激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律150号、以下「激甚法」という。）〕が制定された。

その内容は、①激甚災害の復旧事業その他当該災害に関連して行われる事業が適切に実施されるための地方公共団体に対する特別の財政援助 ②激甚災害発生に伴う被災者に対する特別の助成等である。

市域に大規模な被害が生じた場合は、「激甚法」による援助・助成等を受けて、適切な復旧計画を実施する必要がある。

このため、本計画においては、「激甚法」指定の促進及び手続について定める。

■章の構成

<p>第3章 激甚災害の指定に関する計画</p> <p>激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律の適用外事業の特別高率補助の促進</p>	<p>第1節 激甚災害指定の手続</p> <p>第2節 激甚災害に関する被害状況等の報告</p> <p>第3節 激甚災害指定の基準</p> <p>第4節 特別財政援助額の交付手続</p>
---	---

第1節 激甚災害指定の手続

本市は、著しく激甚である災害が発生した場合において、国及び指定地方行政機関に対し、速やかに政令で当該災害を激甚災害として指定するように、積極的に要望を行う事が必要である。

このため、指定を迅速かつ的確に受ける為の所要の手続等を定めておく必要がある。

1 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めた場合、本部長及び関係事業を所管する部長は、兵庫県知事及び担当局長と連絡をとり、指定の促進を図る。

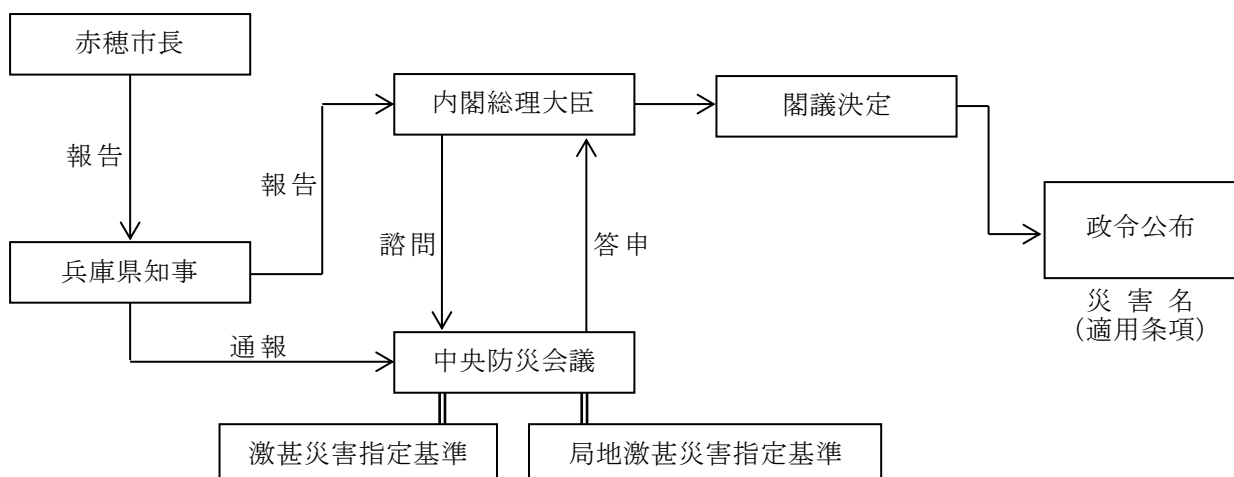
2 激甚災害指定の手続

激甚災害指定の手続は、おおよそ、次のとおり行われることになる。

- ① 本部長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を兵庫県知事に報告する。
- ② 兵庫県知事は、本部長からの報告内容により、必要と認めたときは、内閣総理大臣に報告する。
(以上は、災害対策基本法第53条による)
- ③ 内閣総理大臣は、兵庫県知事の報告に基づき、必要と認めたときは中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- ④ この場合、中央防災会議は、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
- ⑤ 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として公布される。

以上のように行われる手続の流れを図に示すと、次のとおりになる。

■激甚災害指定の手続の流れ



第2節 激甚災害に関する被害状況等の報告

本部長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を兵庫県知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- ⑤ 災害に対しとられた措置
- ⑥ その他必要な事項

第3節 激甚災害指定の基準

いわゆる激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

1 激甚災害指定基準

中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

（参照）資料編資料集6-2 激甚災害指定基準（P資料-176～177）

2 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の程度の大きい災害について、激甚災害として指定するため、中央防災会議が局地激甚災害指定基準を定めている。

（参照）資料編資料集6-3 局地激甚災害指定基準（P資料-178）

第4節 特別財政援助額の交付手続

本部長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、兵庫県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象は、以下のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ② 農林水産業に関する特別の助成
- ③ 中小企業に関する特別の助成
- ④ その他の助成援助及び助成

<災害復旧に伴う国の財政援助等>

災害が発生した場合、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その財源確保に努める。

国は、「災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づいて、災害復旧に関わる費用の全部又は一部を負担する。

（参照）資料編資料集6-4 災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業（P資料-179～180）

【激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用外事業の特別高率補助の促進】

激甚災害法の適用を受けない水道事業等の災害復旧事業について、国に対して特別高率補助を働きかけるため、所要資料の作成等について明らかにしておく。

「特別の財政援助等に関する法律」の適用外事業の調査を行い、所要資料を作成し、特別高率補助の対策を図る。

第4章 施設復旧に伴う埋蔵文化財発掘調査体制等の整備

施設の復旧に伴い、埋蔵文化財の発掘調査が必要となる可能性があることから、その実施体制を定める。

また、埋蔵文化財職員の不足に対応するため、市外からの応援活動に係る受入れ等の手続、諸条件の整備について定める。

本編 第3章 第4節「特別財政援助額の交付手続」における「災害復旧に伴う国の財政援助等」で施設の復旧が行われることを想定し、平常時から専門委員会等を設置して、その施設下の埋蔵文化財の発掘調査体制の確立に努める。